

戸籍の振り仮名に関する通知が 発送されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。

5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。通知の振り仮名が正しいときは、届け出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。なお、下野市に本籍のある方への発送は7月下旬を予定しています。振り仮名の届け出に手数料は一切かかりません。振り仮名の届け出にあたって法務省や市区町村が金銭を支払うよう要求することはありませんので、詐欺などにご注意ください。

戸籍の振り仮名制度の詳細については、法務省ホームページでご確認ください。

■問い合わせ先

市民課
☎(32)8897



法務省
ホームページ

給付金の申請期限は 6月10日(火)です！

令和6年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(3万円)の申請を受け付けています。

給付金を受け取るためには、申請が必要です。申請期限内に申請をしなかった場合、辞退したものとみなされ、給付金を受け取ることはできません。対象となる方へは、3月に確認書を郵送しました。確認書が届いた方は、確認書に必要事項を記入し、必要書類を貼付のうえ、申請期限内に提出してください。

なお、給付金の詳細は、広報しもつけ3月号および市ホームページでご確認ください。

■申請期限

6月10日(火) ※消印有効

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8899



市ホームページ

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895
栃木年金事務所 ☎0282 (22) 4131

国民年金の種類

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は次の3つに分かれています。

【第1号被保険者】

自営業者、学生、フリーターの方など(第2号・第3号被保険者以外の方)

【第2号被保険者】

会社員、公務員など厚生年金や共済組合に加入している方

【第3号被保険者】

第2号被保険者の方に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者の方

高齢任意加入制度

60歳までに、老齢基礎年金の受給資格期間(納付済み期間120月)を満たしていない場合や、老齢基礎年金の受給額が満額にならない場合は、国民年金に任意加入し保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

■任意加入できる方

以下のすべてに該当する方

- ・日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方(受給資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方)
- ・厚生年金や共済組合に加入していない方
- ・老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方
- ・20歳以上60歳未満までの国民年金保険料の納付月数が480月(40年)未満の方

■任意加入可能期間

任意加入の申し出をした日から、65歳になる月の前月まで(受給資格期間を満たしていない場合は70歳になる月の前月まで)。または保険料納付月数480月を満たすまで。

※60歳の誕生日前日から手続きが可能です。また、さかのぼって任意加入することはできません。

■保険料納付方法

原則、口座振替による納付

■持ち物

- ・免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類
- ・年金番号がわかるもの
- ・配偶者の年金番号がわかるもの(配偶者がいる場合)
- ・金融機関等の通帳と届出印

■手続き場所

市民課窓口

※任意加入は手続きに時間がかかる場合があります。時間に余裕を持って窓口へお越しください。